

# 空知放射線技師会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は空知放射線技師会と称する。
- 第2条 本会は会員の職業倫理を高揚すると共に、学術の向上を図り合わせて会員相互の親睦を目的とする。
- 第3条 本会の事務所は会長これを定める。

## 第2章 事業

- 第4条 本会は第2条の目的を遂行するために次の事業を行う。
1. 学術講演及び研修会。
  2. 学術に関する研究発表。
  3. 親睦を目的とするレクリエーション等の実施。
  4. その他本会の目的に必要な事業。

## 第3章 会員

- 第5条 本会の会員の会員は次の通りとする。
1. 空知地区に在勤、または在住する診療放射線技師及びエックス線技師で本会の目的に賛同したもの。
  2. 本会の趣旨に賛同し会長が認めた者。
  3. 会員の入会は役員会において決する。
- 第6条 本会に名誉会員を置くことが出来る。
1. 名誉会員は、本会に特に顕著な功績のあった者のうちから、役員会の推薦と総会の同意を経て会長が推戴する。

## 第4章 役員

- 第7条 本会に次の会員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 2名
  3. 理事 若干名
  4. 監事 2名
- 第8条 役員を選出は次の通りとする。
1. 会長、副会長及び幹事は総会において会員中より選出する。
  2. 理事は会長が委嘱する。
- 第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。
- 第10条 役員業務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその業務を代行する。
  3. 理事は会長及び副会長を補佐し会務を分掌する。
  4. 監事は本会の会務及び会計を監査する。
  5. 監事は毎年その監査の結果を総会において、報告しなければならない。

## 第5章 会議

- 第11条 会議は次の通りとする。
1. 会議は総会及び役員会とする。
  2. 総会は毎年1回会長が招集し、原則として4月に開催する。

3. 会長は必要と認めた時、臨時総会を招集できる。
4. 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、やむをえない理由のため出席ができない会員は委任状を持ってこれに替えることが出来る。
5. 議長は出席会員から互選する。
6. 総会の決議は出席会員の過半数で決め、可否同数の時は議長がこれを決める。
7. 役員会は会長が必要と認めた時招集することができ、又、役員会の議長は会長がこれにあたる。

第 12 条 次の事項は総会の議決を要する。

1. 規約の制定及び改正。
2. 歳入歳出の予算及び決算。
3. 事業計画及び事業報告
4. その他の重要な事項

## 第 6 章 会計

第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 14 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をあてる。

第 15 条 各会計年度において剰余金が生じた場合は、翌会計年度に繰り越すものとする。  
ただし、総会の議決を経てその全部もしくは一部を積立金、又は基金として使用できる。

第 16 条 本会の会費は年額 2,000 円とし、毎年 12 月 31 日までに納入しなければならない。

1. 全文削除

## 付則

1. 本会は、一般社団法人北海道放射線技師会空知支部を兼ねる。
2. 本会会長は、一般社団法人北海道放射線技師会空知支部長を兼ねる。
3. 本規約以外のことは一般社団法人北海道放射線技師会定款を準用することができる。
4. 本規約の他に空知放射線技師会諸規定を定める。
5. 本規約は昭和 54 年 11 月 11 日より施行する。
6. 昭和 63 年 4 月 16 日一部改正
7. 平成 11 年 9 月 25 日一部改正
8. 平成 23 年 4 月 23 日一部改正
9. 令和 2 年 7 月 31 日一部改正

## 役員選挙規定

第 1 条 役員選挙は規約第 4 章第 8 条に基づき、この規定によって行う。

1. 役員選出のため、選挙管理委員会を設ける。
2. 選挙管理委員会は選挙管理委員若干名を持って構成し、委員長は互選する。
3. 委員の選出はあらかじめ役員会の承認を得るものとし、委員の任免は会長がこれを行う。
4. 委員の任期は次期委員の成立までとする。

第 2 条 選挙管理委員会は次の事務を行う。

1. 選挙の告示。
2. 役員立候補届の受理、資格審査及び候補者指名の発表。
3. 投票及び開票の管理と当選の確認。
4. 選挙結果を総会に報告する。
5. その他選挙管理に必要な事項。

- 第3条 会長、副会長、監事に立候補しようとする者は総会前までに選挙管理委員会に届出なければならない。
1. 選挙は立候補届のあった者について総会出席会員の無記名投票より行い、会長は単記、副会長及び幹事については連記制とする。
  2. 当選は高点順とし、同得点の場合は決選投票を行う。

## 付則

1. この規定の改定は総会にて行う。
2. この規定は平成11年9月26日より施行する。
3. この規定は平成23年4月23日より施行する。

# 福祉に関する規定

- 第1条 会員の福祉に関する贈品はこの規定に定めるところによる。  
この規定を受けられる会員は前年度までの会費を完納している者とする。
- 第2条 会員の結婚・出産助成 全文削除
- 第3条 疾病 全文削除
- 第4条 会員の死亡  
会員が死亡した場合は次の各号により会員の遺族、又は葬祭を行った者に弔慰金を贈品する。
1. 10,000円 及び 供花・弔電
- 第5条 家族の死亡  
会員の家族が死亡した場合は次の各号により弔慰金を贈品する。
1. 配偶者、及び会員と生計を同一にする子  
5,000円 及び 供花・弔電
  2. 会員の両親、及び同居している配偶者の両親  
供花・弔電
  3. 同居していない配偶者の両親  
弔電
- 第6条 被災  
会員が災害により住居、又は家財に損害を受けた場合は損害の程度に応じて役員会の議決を経て、災害見舞金を贈品することができる。
1. 災害見舞金の額は損害に応じ、役員会において決定する。
- 第7条 この規定の実施を円滑ならしむるため、これらの事例の発生を知りえた会員は速やかに役員又は会長に連絡する。
- 第8条 会長はその事例に応じて規定どおり適切な処理をすること。  
この他必要と思われるものは規約により協議し、会長これを実施する。

## 付則

1. この規定の改訂は総会において行なう。
2. この規定は昭和54年11月11日より施行する。
3. 昭和60年3月3日一部改正
4. 平成12年4月15日一部改正
5. 平成20年4月12日一部改正
6. 令和2年7月31日一部改正

# 表彰規定

第1条 この規定は規約第2章第4条、並びに本会の目標達成に著しい功績があった者の表彰及び高橋基金に関して必要な事項を定める。

第2条 表彰の種類

1. 高橋賞
2. 研究奨励
3. その他委員会が決定した賞

第3条 表彰の基準

1. 学術に関する発表で優秀な者
2. 永年にわたって職務に精励し地域住民の福祉に著しい貢献があった者。
3. 本会の発展に関して功績のあった者。
4. 独創性のある研究をする者・長期にわたり学術研究を継続する者及びそのグループ。
5. 表彰の種類は委員会において決める。

第4条 審査請求は役員及び会員の推薦により行う。

第5条 表彰の審査は次にあげる者によって行われ、その会議を表彰委員会という。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 名誉会員
4. その他会長が委嘱する者

第6条 表彰は総会の席上において行う。

第7条 表彰の費用は次のものをもってあてる。

1. 高橋基金
2. 寄付金
3. その他

第8条 この規定に定めるものの他、必要な事項は役員会の決定による。

## 付則

1. この規定の改定は総会において行なう。
2. この規定は昭和54年11月11日より施行する。
3. 平成10年4月1日改正